

寝屋川市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 「大阪雇用対策会議」で確認した失業率4%台にむけ、「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の実効ある推進と、雇用確保と雇用創出にむけ、大阪府と連携して最大限取り組みを講ずること。

(回答)

「平成19年度版雇用・就労支援プログラム」の重点課題である「就職にむけた支援が必要な人」に対する雇用・就労支援の推進にむけ、大阪府をはじめ労働関係機関との連携を図りながら、支援事業の効果的な実施に努めてまいりたいと考えております。

(2) 「成長有望分野(バイオ・ライフサイエンス、情報家電、ロボット、環境・新エネルギー、コンテンツ)」や大阪らしい「ものづくり基盤技術産業」と連携を強化し、雇用創出につながる施策と、大阪府と連携した取り組みを講ずること。

(回答)

地域経済の活性化と雇用創出の一体的な推進を図るため、産業振興センター(にぎわい創造館)を拠点として、アドバイザーによる経営相談をはじめ産学連携の推進、経営活性化セミナー等を通じて工業振興施策の推進に努めているところであり、今後とも大阪府と連携を図りながら雇用創出の取り組みを推進してまいります。

(3) 継続して経済成長が見込まれるなか、関連企業との連携のもと、雇用確保に積極的に取り組むこと。さらに、雇用の質の向上(正規雇用)にむけても積極的に施策を講ずること。

(回答)

市内事業者に対する中小企業経営・技術支援事業や人材育成事業等を通じて、雇用の促進に積極的に取り組むとともに、各種職業能力開発機関への誘導を図り、雇用の質の向上に努めてまいります。

(4) 「フリーター・ニート」等の就労支援を行っている「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を行い、一人でも多くの方が来館し、就職へのサポートを受けられるよう取り組むこと。

(回答)

従来より大阪府をはじめ労働関係機関とのネットワークを通じて若者の就労支援にむけた取

り組みを進めてきているところですが、今後とも「大阪府若者サポートステーション」などの情報提供を積極的に行い、周知に努めてまいります。

(5) これらの施策を十分に行うためにも、雇用・労働行政の強化に努めること。

(回答)

依然として厳しい雇用情勢が続いているなかで、地域就労支援センターでの就労相談や情報提供をはじめ就職面接会・ITセミナーの開催等を通じて、雇用・就労環境の改善、労働施策の充実に努めてまいります。

2. 経済・中小企業施策

(1) すべては「人」が社会・経済を担っている。中小企業においてはそれが顕著である。人間尊重をベースに、最大限人的資源に投資する中小企業施策を構築すること。

(回答)

技術者の高齢化や団塊世代の退職等が大きな課題であると認識しており、ものづくり企業の技術継承・人材育成の充実にむけた中小企業施策の構築に取り組んでまいります。

(2) 「大阪産業・成長新戦略」は産業拡大及び事業創出につながることから、アジアゲートウェイ構想と融合させた、磐石な大阪産業施策を講ずること。

(回答)

「大阪産業・成長新戦略」を推進するためには、様々な関係機関・団体が連携強化を図り、総合的な取り組みを進めることが重要であると考えております。またアジアとの結び付きを強めることは、地域経済の活性化に大いに寄与するものであると認識しております。

2について独自要請

企業撤退が相次いでいるが、住宅地と企業用地との区分を市主導で進め、企業誘致に努めて雇用創出に取り組むこと。

(回答)

企業誘致についての情報収集を図るとともに、関係機関と連携を図りながら調査・研究・情報提供に努めてまいります。

工場と住宅が隣接して立地する地域では、住工混在問題が生じ相互の環境が危惧される状況を解消するため、地域住民との相互理解を深め、地区計画制度等を活用したまちづくりに努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) トップ自らが行財政改革の先頭に立ち、法令遵守を基本にC S R行政運営を構築すること。

(回答)

市民参画・協働のまちづくりを推進するため、さらなる行財政改革を推進しコンプライアンスの徹底を図るとともに、自治の基本的な理念と原則を明らかにし、市のまちづくりの仕組みやルールを決めた「寝屋川市みんなのまち基本条例」に基づき市政を運営してまいります。

(2) 負債を次世代に先送りしないことを基本に、財政プライマリーバランスの健全化にむけ、早期に実効ある計画を立案し、推進すること。

(回答)

平成19年度から平成23年度までの財政収支計画に基づき、健全な財政運営の推進に努めております。また、地方債については、将来の財政負担を考慮し必要最小限の発行にとどめるとともに、償還計画に基づいて返済を行ってまいります。

3について独自要請

土地開発公社が保有する債務残高も明らかにし、「ガラス張り」の透明性の高い改革を進めること。

(回答)

土地開発公社の保有残高につきましては、毎年度公表を行っております。また、開発公社決算書や公社保有物件事業目的別明細書につきましても、引き続き市の情報公開条例に準拠し開示してまいります。

4. 福祉・介護・医療・障害者施策

(1) 2007年度中に大阪府で行われる「地域医療計画」の見直しに沿い、患者の視点に立った地域医療連携体制の構築を行うこと。特に救急医療や夜間・休日診療、小児科医療、産科医療の充実にむけた施策を積極的に行うこと。

(回答)

地域医療連携体制につきましては、かかりつけ医の推進及び病診連携の推進を図っております。救急医療体制につきましては、初期救急医療体制を確保するために、北河内夜間救急センターにおける準夜帯での小児救急体制の整備、休日診療所における急患への適応体制を整えております。また、産科・小児科における救急医療体制につきましては、他の診療科目も含め、北河内二

次救急医療協議会を通じ引き続き体制の確保に努めてまいります。

(2) 介護サービス事業などについて、実施主体である各市町村は、サービスの普及・適正利用の観点から、利用方法や制度理念等について、利用者・事業者に対する広報・啓発活動を充実させること。さらに介護オンブズマン等第三者評価を含む苦情・相談体制を強化・拡充すること。

(回答)

介護保険サービスを上手に利用していただくために、広報紙・冊子・パンフレット等の配布や研修会・講演会・出前講座等を開催し、サービスの普及・啓発に努めてまいります。また、苦情等に関しましては、引き続き本市のオンブズパーソン制度の活用や地域包括支援センター・国保連合会・大阪府と連携し適切に行ってまいります。

(3) 市町村が実施主体となる地域包括支援センターについては、地域の様々な人材を活用したネットワークを構築し、センターの事業を適正に実施すること。また、地域包括支援センター運営協議会に被保険者代表を委員として参加させること。

(回答)

地域包括支援センターの運営につきましては、医療機関や介護保険事業者等の機関と連携するとともに民生委員等の地域と連携し、高齢者の支援を行ってまいります。

また、運営協議会におきましては、中立性・公平性の確保や運営の評価などの観点から、被保険者代表に委員としてご参加いただいております。

(4) 高齢・退職者の生きがいつくりと社会活動への参加促進のため、生涯学習・スポーツ・NPO活動の奨励・健康維持のための保健体育の充実・地域活動など、活動の場を広げる諸施策を講じること。

(回答)

高齢者・退職者がいつまでも自分らしく元気な暮らしを送るために、介護予防施策の充実を図るとともに、ボランティア養成事業についても工夫を凝らし推進してまいります。また、生涯学習の推進のため、自らスポーツ活動を楽しむだけでなく、スポーツ指導活動などマンパワーを活用できる場の充実を今後も図ってまいります。

NPO活動の奨励につきましては、市民活動センターを拠点とした参加推進事業を支援してまいります。また、地域活動につきましては、活動の場が広がるよう引き続き情報提供に努めてまいります。

(5) 生活保護制度等の運営にあたっては、ナショナルミニマム保障にふさわしい内容とすること。同時に、「雇用は最大の福祉である」という考え方に基づき、積極的な就労支援により

自立につながるシステム・支援体制を構築すること。

(回答)

生活保護制度の運用にあたっては、自立にむけた就労支援を促進するため、市民が安心して相談できるようカウンセラーや支援員を配置するなどの相談指導体制の充実に努めてまいります。

(6) 厚生労働省の発表するH I V感染者・A I D S患者数によると、近畿圏での感染者数・患者数の増加が著しい。各自治体において、これまで以上のH I V感染対策と感染予防のための啓発の取り組みを、大阪府医師会などの関係機関と連携し、積極的に行うこと。

(回答)

H I V感染症対策につきましては、成人式や健診会場等におきましてパンフレット等の配布を行い啓発に努めています。また、「世界エイズデー」には広報紙に啓発記事を掲載し、感染予防について周知を図っております。感染対策につきましては、今後さらに大阪府寝屋川保健所と連携して対策を行ってまいります。

4 について独自要請

生活保護は必要な市民サービスのひとつであるが、貴重な市民の税金で賄っているため、申請権の絶対性を尊重しながらも受給対象者の選定など適正かつ厳正に対応すること。

(回答)

保護申請につきましては、法の趣旨に沿って実施してまいります。

5. 子ども・教育施策

(1) 地域の多様な保育ニーズに応えるため、保育制度（休日保育・延長保育・病児保育・夜間保育、地域での子育て支援、ファミリーサポート事業等）のさらなる改善・拡充を行うこと。特に、地域でのネットワーク型の子育て支援が可能になるよう、複数ある制度の連携等を検討し、総合的な子育て支援体制の強化・拡充を行うこと。また、医療機関と連携した病児保育については、各市町村に最低1ヶ所の設置を行うこと。

(回答)

地域の多様な保育ニーズに応えるため、「寝屋川市こどもプラン」に基づき、地域の保育サービスの充実や子育て支援拠点の拡大にむけて取り組んでいるところです。

地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関が連携し子育て相談や講座などの事業について総合的な情報提供を行うとともに、来所型では支援が行き届きにくい家庭に対して、訪問等のサポートに取り組んでいます。平成19年度には、関係機関の連携を強化するため寝屋川市子育て支援センター等連絡会議を設置しており、今後さらなるネットワークの拡充を図ってまいります。

す。

また、病児保育につきましては、2ヶ所の医療機関において実施しております。

(2) 保育の質の低下を招きかねない保育現場での不安定雇用の増加や人件費カットのないよう、制度の維持・改善を行うこと。さらに、人材育成のための研修を行うこと。

(回答)

保育サービスやすべての家庭を対象とした子育て支援策を充実させるため、限られた財源や人員で保育所運営の効率化に努める必要があり、市の保育水準の維持・向上を図るなかで人員配置の適正化に努めるとともに、人材育成のための研修の推進に取り組んでまいります。

(3) 次世代育成支援や子どもを守る観点から、いきいき活動やわいわい活動など、児童の放課後対策をさらに強化すること。特に学童保育については、小学校区ごとに最低1ヶ所の整備や補助金制度の拡充、対象の拡大、環境の整備など事業の拡充を行うこと。さらに、学童保育の運営上の問題についての正確な把握を行い、その改善に努めること。

(回答)

留守家庭児童会につきましては、入所希望の低学年1年生から3年生の児童全員の入所に努めております。

施設設備等につきましても、学校と連携し児童会運営に支障がないように対処しております。今後も、事前に職員とヒアリングをもち児童会の現状を把握し、改善に努めてまいります。

(4) 各自治体の教育委員会は、地域の教育力向上のため、「地域教育協議会（すこやかネット）」や「大阪府学校支援人材バンク」の充実、放課後の学校施設の活用等による子どもの居場所づくり、さらには学校・通学路の安全ネットワークづくり（子ども110番など）の推進のため、コーディネーターの配置など、基盤整備を進めること。

(回答)

市内全12中学校区に設置された地域教育協議会を中心に、教育コミュニティづくりをさらに推進してまいります。児童の放課後対策として、国の放課後子ども教室をさらに推進してまいります。

また、地域での「子ども110番」の旗の設置協力を引き続き推進してまいります。通学路施設の整備にも努めてまいります。

(5) 学ぶ意欲がありながら経済的理由により進学をあきらめたり、返済の重圧から奨学金の利用を思いとどまることがないように、大阪府育英会奨学金制度など、制度の周知・改善・拡充を図ること。また、市町村が定める就学援助の水準を、義務教育で必要な費用を十分に賄えるものとする。

(回答)

経済的理由から高等学校への就学が困難な人に対し、市の奨学資金給付制度を継続してまいります。また、大阪府育英会の制度などについても随時紹介してまいります。

就学援助につきましては、おおむね国の基準に準じて支給しており、実態に合った財源の確保について、府を通じて国に要望を行ってまいります。

6. 平和・人権施策

(1) 府民の人権侵害を速やかに救済するため、大阪府人権相談・救済システム専門家会議報告で提起された「人権ケースワーカー制度」の充実をはじめとした総合的な人権相談・救済システムの整備に努めること。さらに、今なお残る社会的マイノリティに対する人権侵害そのものを根絶するための啓発の取り組みを強化すること。

(回答)

人権相談に関わる専門の相談員を配置し、課題解決のための相談窓口の充実に努めてまいります。また、根絶をめざし啓発を行ってまいります。

7. 男女共同参画施策

(1) 大阪府域のすべての市町村自治体において、男女共同参画行動計画が策定されるよう取り組みを行うこと。すでに策定している自治体においては着実に推進すること。及び各自治体の審議会等への女性参画について、国と同様に女性比率30%を早期に達成すること。すでに30%を達成している各市町村自治体は、次の目標として40%をめざすこと。

(回答)

平成13年4月1日より「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」を制定し、女性委員の参画を推進するため、設置要綱に女性委員の比率を委員総数の10分の3以上とするように定めています。今後も、女性委員が未参画である審議会等の解消に努めるとともに、女性委員の登用を積極的に進めてまいります。

(2) 大阪府域の市町村は、男女平等社会の実現のために男女平等参画に関する条例を制定すること。条例制定にあたっては男女共同参画社会基本法の趣旨に沿った内容とし、かつ改正男女雇用機会均等法等の履行確保を図ること。すでに条例を制定している市町村は、その推進を図ること。

(回答)

条例の制定につきましては、平成18年度に改訂した「第3期ねやがわ男女共同参画プラン」の推進とともに研究してまいります。

(3) 大阪府をはじめ、府域すべての自治体でのセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの相談窓口の設置とその周知・広報を行うこと。特に、2007年改正されたDV防止法に対応した対策の充実と、相談員などの適正な配置と研修を十分に行うこと。

(回答)

本市男女共同参画推進センターにおいて、現在女性の心の悩み相談（フェミニスト・カウンセリング）・女性のための法律相談などの相談事業を実施しております。今後も相談員との連携を図りながら、リーフレットの作成や市広報紙等様々な媒体を利用し、周知に努めてまいります。

また、改正されたDV防止法への対応につきましては、府関係機関等との連携を図りながら研修や啓発に努めてまいります。

(4) 政府の「子ども・子育て応援プラン」が掲げる男性の育児休業取得率10%の目標達成にむけて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の観点からも、男性の育児休業取得を促進させるための次世代育成支援対策を講じること。

(回答)

国・府の施策や動向を踏まえ関係機関との連携を図りながら、企業や事業主・市民に対し情報提供・啓発に努めてまいります。

8. 環境施策

(1) 「地球温暖化防止施策」にむけて具体的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量が、大阪府域では1990年度に比べ2003年度は1.5%増加している。温室効果ガスの排出量を2010年度には1990年度比9%削減するという大阪府の目標を達成するためにも、各市町村・各団体と連携して施策を講ずること。特に交通部門（自動車など）や民生部門（家庭・オフィスビルなど）の対策を強化すること。

(回答)

「寝屋川市役所温暖化対策実行計画」に基づき、市役所の全事務事業から排出される地球温暖化ガスの削減に努めております。また、環境家計簿の普及・啓発を通して、家庭からの温暖化対策にも取り組んでおります。今後も啓発活動に努めてまいります。

(1)－② 大阪府と連携し、「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」をより実効性を高めるものとする。特に緑化面積を増やすこと。

(回答)

ヒートアイランド対策につきましては、建築レベルから都市レベルまでの広範囲にわたることから、その対策及び啓発活動について府と連携をさらに強めてまいります。

また緑化面積を増やすことにつきましては、「大阪府自然環境保全条例」及び「寝屋川市開発指導要綱」に基づき、民間開発等に伴う緑化の推進に努めてまいります。

(1)－③ 温室効果ガス削減のため、2006年2月に大阪府で制定された「毎月16日の『ストップ地球温暖化デー』」の行動を大阪府と連携して広く展開し、広報活動を充実させること。さらに、1日5分のアイドリングストップにより、車両1台あたりの二酸化炭素排出量が年間約39kg削減されることから、「アイドリングストップ」運動を幅広く展開し、市民にも積極的に協力の呼びかけを行うこと。

(回答)

「ストップ地球温暖化デー」の行動につきましては、毎月16日に庁内放送で啓発に取り組んでおります。今後も、エコ・フェスタのポスター・チラシに掲載するなど、あらゆる機会において啓発に取り組んでまいります。

(2) 「廃棄物・リサイクル事業」について積極的に以下の取り組みを行うこと。

- ① 大阪府との連携を強化し、大阪府のごみのリサイクル率（10.5%）を、早期に全国平均並み（19.0%）にするために、リサイクル推進のための施策を講じること。また、ごみの分別収集の細分化を徹底すること。

(回答)

「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」に基づいて、ごみ減量化・リサイクルの推進に努めてまいります。また、分別収集につきましては、平成20年4月から古紙・古布の新たな分別収集を実施してまいります。

(2)－② 野外焼却・野積み・不法投棄などの産業廃棄物をはじめとした廃棄物の不適正処理を防止するために、監視パトロールなどの対策を強化すること。また不法投棄が多発する地帯では、不法投棄の実態を速やかに通報できるよう、通報先を周知する看板などの設置・増設を行うほか、監視カメラを設置すること。

(回答)

産業廃棄物の不適正処理対策につきましては大阪府が所管されており、毎年6月と11月を「産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間」と位置付け、不適正処理の未然防止を図るため指導・監視を強化されております。

野外焼却につきましては、本市において定期的（毎週火曜日・金曜日）に監視パトロールを実施しております。

道路・公園等公共用地に不法に投棄されたゴミにつきましては、道路パトロールでの発見又は市民からの通報により、速やかに関係課と連携のもと回収を行っております。今後ともこれらを徹底するとともに、不法投棄常習箇所につきましては、看板等の設置又はフェンス等の設置を行い、不法投棄の防止に努めてまいります。

(3) 河川や海を汚す原因となる生活排水について、広報活動を充実させ、家庭に対してその予防策を広く周知すること。

(回答)

個別訪問や広報掲載等により未水洗家屋に対し水洗化を啓発するとともに、生活排水対策についてパンフレット等で啓発に努めているところです。今後も、周知・啓発活動に一層努めてまいります。

9. 安心・安全の街づくり施策

(1) 2007年度中に取りまとめられる大阪版「地震防災戦略」を基にして、各自治体で策定している「地域防災計画」などの防災対策の補強を行うこと。また、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。

(回答)

生駒断層帯地震や東南海・南海地震の発生に備え、市「地域防災計画」に基づき災害対策を推進しているところですが、引き続き計画の点検・見直しを行うとともに、計画的に備蓄物資等の整備を行ってまいります。また、自主防災訓練等の実施や広報等による意識高揚を促し、対策強化を図ってまいります。

(2) 大阪府域における公立学校の耐震化率は、各市町村で大きな開きがあるが(9.3%から84.1%)、平均で55.6%となっており、全国平均の58.6%に比べると低い水準にある。この現状を踏まえ、府域の公立学校が災害時の一時避難所となることも考慮し、その対策を一定期間前倒しして行うこと。また耐震化率100%を早期に達成するためにも、国からの交付金を求めること。

(回答)

耐震化優先度調査結果(平成16年度実施)を基に、耐震改修促進法との整合性を図り国の交付金制度の動向を見極めながら、優先度に応じた校舎の耐震補強工事を計画的に推進してまいります。

(3) 公共施設(特に競技場・野球場・体育館などのスポーツ施設)へのAED(Automated External Defibrillator:自動体外式除細動器)の設置を拡充すること。

(回答)

現在市民体育館・市民プール・市民会館等 8ヶ所に設置しており、今後も公共施設に計画的に設置してまいります。

9について独自要請

防犯の観点から、ハード面の整備（防犯灯など）だけでなく、ソフト面（地域の連帯感や意識付け）の対策も講じること。

(回答)

地域の連帯感向上のため、今後も、地域コミュニティづくりの支援事業を行ってまいります。また、警察・地域・防犯関係団体と密に連携し、地域安全運動等を通じた広報・啓発等を実施し、防犯意識・暴力排除意識の高揚を図ってまいります。

10. 交通・観光都市などの街づくり施策

(1) 大阪府域の休耕地を家庭菜園などとして府民に開放するなど、有効活用すること。

(回答)

現在休耕地等の有効利用を図るため貸し農園・ふれあい農園を開園しており、引き続き取り組んでまいります。

(2) 違法駐車を取り締まり強化とあわせて、市民生活における物流の重要性・公益性の観点から、貨物車両用の各種施設（専用駐車場や荷捌施設など）の整備を推進すること。また公営駐車場の一部を、その施設の代用として使用できるようにすること。

(回答)

本市では、「駐車場付置義務条例」を制定しておりませんが、「寝屋川市開発に関する指導要綱」により、商業施設や企業・工場等に対し荷捌場所を確保するよう、引き続き指導を行ってまいります。

(3) すべての生活者にとって住みやすい街づくり、すべての利用者にとって利用しやすい交通の提供にむけ、都市計画・街づくり、交通機関・交通施設におけるユニバーサルデザイン化・バリアフリー化をより一層推進させること。またそのための設備などを設置・整備・維持する際の費用助成を拡充すること。

(回答)

平成12年11月に施行された交通バリアフリー法に基づき、平成14年度に「JR東寝屋川駅周辺地区交通バリアフリー基本構想」を策定し、平成16年度には「京阪萱島駅周辺地区交通バリアフ

リー基本構想」を策定しました。現在、基本構想を実現するため、関係事業者において計画的に事業を推進しております。なお、バリアフリー新法の施行（平成18年12月）により、より一層のバリアフリー化が求められておりますので、今後とも高齢者・障害者等の移動等が円滑に促進されるよう、関係事業者との連携を図りながら引き続き事業推進を図ってまいります。

平成18年度から交通不便地域等に路線バスを運行させるとともに、バス事業者には、バリアフリー法の目標に合うようノンステップバスの導入を要望しております。今後も、バリアフリー化にむけて要望してまいります。

(4) 歩行者と自転車の接触事故を減少させる観点から、歩道及び車道に自転車専用レーンの設置・拡充を図ること。また交通事故防止の観点から「歩車分離信号」を拡充すること。

(回答)

自転車専用レーンの設置につきましては、地域幹線道路の整備事業において今後検討してまいります。既存道路の自転車専用レーンの設置につきましては、幅員等を考慮し、今後検討していきたいと考えております。

歩車分離信号の拡充につきましては、警察と連携を図りながら調査・検討してまいります。

(5) 道路交通渋滞や環境問題を考慮する目的で、「パークアンドライド」や「レンタサイクル」の対象箇所拡大の取り組みを図ること。

(回答)

本市にはパークアンドライドやレンタサイクル等の公営施設がなく、民間の施設を利用してもらうよう市民等に呼びかけてまいります。

10について独自要請

「寝屋川市美しいまちづくり条例」のさらなる市民への啓発や職場参加にむけて取り組みを進めること。

(回答)

条例の周知・啓発につきましては、市広報やホームページへの掲載、啓発プレートの設置、公用車による広報活動等実施しております。また、市内4駅の交通広場において、美しいまちづくり推進員との協働による啓発活動も実施しております。

今後も周知・啓発活動に一層努めてまいります。